秋田県告示第179号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したので、同条第4項の規定に基づき、公示する。

令和3年3月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1(1) 調査を行った者の名称 横手市
 - (2) 成果の名称 横手市の地籍図及び地籍簿
 - (3) 測量及び調査を行った地域 横手市増田町増田の一部
 - (4) 実施年度及び認証面積 令和元年度及び令和2年度 0.11平方キロメートル
 - (5) 認証年月日 令和3年3月18日
- 2(1) 調査を行った者の名称 横手市
 - (2) 成果の名称 横手市の地籍図及び地籍簿
 - (3) 測量及び調査を行った地域 横手市平鹿町中吉田、平鹿町上吉田の各一部
 - (4) 実施年度及び認証面積 令和元年度及び令和2年度 0.19平方キロメートル
 - (5) 認証年月日 令和3年3月18日
- 3(1) 調査を行った者の名称 横手市
 - (2) 成果の名称 横手市の地籍図及び地籍簿
 - (3) 測量及び調査を行った地域 横手市十文字町梨木の一部
 - (4) 実施年度及び認証面積 令和元年度及び令和2年度 0.12平方キロメートル
 - (5) 認証年月日 令和3年3月18日
- 4(1) 調査を行った者の名称 横手市
 - (2) 成果の名称 横手市の地籍図及び地籍簿
 - (3) 測量及び調査を行った地域 横手市山内南郷、山内三又の各一部
 - (4) 実施年度及び認証面積 令和元年度及び令和2年度 0.13平方キロメートル
 - (5) 認証年月日 令和3年3月18日
- 5(1) 調査を行った者の名称 横手市
 - (2) 成果の名称

- 横手市の地籍図及び地籍簿
- (3) 測量及び調査を行った地域 横手市大森町の一部
- (4) 実施年度及び認証面積 令和2年度 0.10平方キロメートル
- (5) 認証年月日 令和3年3月18日
- 6(1) 調査を行った者の名称 鹿角市
 - (2) 成果の名称 鹿角市の地籍図及び地籍簿
 - (3) 測量及び調査を行った地域 鹿角市八幡平の一部
 - (4) 実施年度及び認証面積 令和元年度及び令和2年度 2.13平方キロメートル
 - (5) 認証年月日 令和3年3月18日
- 7(1) 調査を行った者の名称 鹿角市
 - (2) 成果の名称 鹿角市の地籍図及び地籍簿
 - (3) 測量及び調査を行った地域 鹿角市八幡平の一部
 - (4) 実施年度及び認証面積 令和元年度及び令和2年度 0.17平方キロメートル
 - (5) 認証年月日 令和3年3月18日
- 8(1) 調査を行った者の名称 鹿角市
 - (2) 成果の名称 鹿角市の地籍図及び地籍簿
 - (3) 測量及び調査を行った地域 鹿角市八幡平の一部
 - (4) 実施年度及び認証面積 令和2年度 0.15平方キロメートル
 - (5) 認証年月日 令和3年3月18日